

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜日に  
おきかへ  
る日を  
当日と  
する)

## 目 次

- ◇ 告 示 町の区域の新設等  
生活保護法による医療機関の指定  
新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定  
土地改良事業の認可
- ◇ 公 告 農業改良普及員資格試験等の合格者  
土地区画整理法による換地処分  
宅地建物取引主任者資格試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第九百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条

第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百条第四項の規定による長坂団地の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町の名	長 坂 新 町
同上の区域（昭和五十一年九月一日現在の地番による。）	東鴨字宮ノ前一から五二四の二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五二一の二と一体をなす国有地の一部、東鴨字前河原の全域、東鴨字竹ヶ鼻の全域、東鴨字出口四八八の一、東鴨字中新田の全域、東鴨字下新田の全域、東鴨字働道七二二の一から七二四まで、七二八及び七一九、東鴨字澤田の全域、東鴨字大境六八四の二、六八七の二、六八八の二、六八九の一から六八九の五まで、六九〇の三、六九〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部、東鴨字高黒五一五及び五一八と一体をなす国有地の一部並びに下大江字上河原二四六の四及び二四六の五
区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十一年九月一日現在の地番による。）
東鴨字宮ノ前	東鴨字宮ノ前のうち五二一の三から五二四の二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五二一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

東鴨字出口	東鴨字出口のうち四八八の一以外の区域
東鴨字働道	東鴨字働道のうち七一二の一から七一四まで、七一八及び七一九以外の区域
東鴨字大境	東鴨字大境のうち六八四の二、六八七の二、六八八の二、六八九の一から六八九の五まで、六九〇の三、六九〇の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
東鴨字高黒	東鴨字高黒のうち五一五及び五一八と一体をなす国有地の一部以外の区域
下大江字上河原	下大江字上河原のうち二四六の四及び二四六の五以外の区域
廃止する字の名称	東鴨字前河原、東鴨字竹ヶ鼻、東鴨字中新田、東鴨字下新田及び東鴨字澤田

鳥取県告示第九百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
循環器内科 消化器内科	鳥取市田園町四丁目 一六八番地一	昭和五十一年十一月八日
久松 薬局	鳥取市東町三丁目 二六四番地	昭和五十一年十月二十九日

鳥取県告示第九百十七号

昭和五十一年十月九日付けで東鴨土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（東鴨地区維持管理）事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十一年十一月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市東鴨三四二番地  
東鴨土地改良区事務所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十八号

日吉津村から申請のあった村管土地改良(海川地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年十一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 寛 三

鳥取県告示第九百十九号

長坂団地土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和五十一年十一月一日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和十九年法律第九十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十一年十一月十九日

鳥取県知事 平 林 寛 三

公 告

昭和51年10月20日から22日までの間に実施した鳥取県農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和51年11月19日

鳥取県知事 平 林 寛 三

1 農業改良普及員資格試験の合格者

上村 啓朗	平尾 豊明	内田 格	波多野治美
坂 芳郎	竹本 勝幸	今井 敏彦	石谷 正大
永井 嘉和	篠田 守一	鈴木 茂実	清水 勝彦
久保 敏郎	津田 泰則	清水 裕治	高崎 雅明
日置 栄治	宮沢 学	辻田 賢次	安東登志広
栗田 守雄	杉田 峻二	水木 正志	早瀬 豊
平井 俊二	下中 雅仁	足立 健	吉野 徹
前田 文雄	中尾 信賢	藤本 悦二	山口 和彦
犬丸 晃二	上田美智子	白都 悦郎	水上平八郎
小野 彰	多田 伸司	畦地 啓輔	松田 和久
中村 晋孝	河村 康雄	南場富三雄	河崎 要介
中田 誠	前谷 勇	近岡 寿広	

2 生活改良普及員資格試験の合格者

赤松麻利子	亀崎 千春	清水 京子	森 八重
片岡くるみ	山本 昌子	船川 千明	馬野美由紀
山崎 博子	原 利子	岩田 一恵	山崎 順子
近藤和歌子	高力千代子	前川 都	安住 光葉
浜根まゆみ	草刈三恵子	渡辺久美子	山中 圭子

昭和51年10月24日に実施した昭和51年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和51年11月19日

鳥取県知事 平 林 寛 三

A-3	福田 信義	5	塩谷 俊男	9	高田 誠
14	谷口 博一	19	木下 靖弘	22	浜田 国雄
31	山根 祥鼓	32	下由 正彰	38	森本 光明
41	水石 三郎	47	立上 弘毅	49	内田 紀男
55	沢田 孝臣	59	吉沢 善久	60	小高 雅夫
64	安田 敏彦	70	播磨 秀	77	安原 進
84	谷尾 富敬	87	平井 克敏	91	杉本 寛次
B-1	谷本 修一	15	中原 優	26	大西加津二
33	宮本 正	39	村上 捷年		
C-2	湊 博	4	清水 正寿	5	篠村 勝彦
10	加藤 順吉	12	長谷川照久	15	遠藤 礼子
19	増田 清二	21	谷川 博	25	三沢 努
26	松本 敏郎	31	丸尾 泰治	32	香田 茂
33	長谷川和美	38	日高 弘道	39	持田 和史
40	乗本 稔	72	阿川 茂	75	谷本 賢司

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】